

第14回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年6月26日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時42分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について
議案第4号 令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地賃貸借権解約について
(4) 非農地証明願出について
5. 出席委員(29人)
会長職務代理者 14番 大内 繁徳
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一
 13番 佐藤 勝浩
欠席農業委員 15番 会長 引地 長一
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信
 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子
 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇
 13番 西山 剛 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第14回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第14回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員15名、計29名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となり議事進行となるが、会長不在のため名取市農業委員会規定第3条の規定により会長職務代理者がした。

【議事の内容】

○ 会長職務代理者（大内繁徳）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

1番 板橋 英昭 委員 2番 入間川 康弘 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。松浦朋子代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

第1班代表委員の松浦朋子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年6月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、大曲字藤木43番、地目は登記・現況とも畑、登記面積は802㎡、転用目的は資材置き場及び重機置場、碎石置場です。貸付人・借受

人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、賃貸借設定、許可日より2年間、賃料1㎡当たり13円、月額1万円。総額24万円。資材置場重機1台、車両置場7台、砕石置場です。

位置図・公図につきましては議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画につきましては、担任委員会資料1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、市営住宅高柳西団地の南側、県道閑上港線沿いに位置し、農業振興地域の農用地区域外、第3種農地となります。借受人は北海道函館市で建築、土木、建設工事、機械器具等のレンタル業を営んでおり、仙台市太白区に所在の営業所が事業用資材置き場について不動産仲介業者を通じて探していたところ、この土地が適地であったことから申請に至ったものです。資材置場は、南側水田より1mほど地盤が高いため、盛土は行わず10cm砂利敷とし、雨水排水は自然浸透により処理するとのことです。周辺農地には土砂流出などの影響は発生しないものと考えます。

なお、出入口に面している農道は、農業用機械に対応する構造となっているものの、車両等の通行には細心の注意を払うよう、従業員に指導するようお願いいたしました。また、周辺住民への対応についても、出入りの時間帯、騒音等に配慮するよう、併せてお願いいたしました。

番号2、大字・字・地番は、高館吉田字乗馬115番1及び高館吉田字乗馬116番で、地目は2筆ともに登記・現況は畑です。登記面積69㎡と1,056㎡、合計1,125㎡です。転用目的は資材置き場、仮設事務所及び駐車場です。貸付人・買受人の住所・氏名に関しましては、議案資料記載の通りです。開発許可は否、賃貸借設定許可日より永年、賃料1㎡当たり89円、月額10万円。資材置き場、駐車場7台、仮設事務所設置です。位置図・公図につきましては、議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ、4ページをご覧ください。申請地は主要地方道仙台岩沼線の西側、仙台市太白区柳生の市境に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地となります。借受人は仙台市太白区内で舗装工事業を営んでおり、資材置き場等を探していたところ、北側117番1に所在する協力会社から、近くに休耕している土地があるとの情報を得て、貸付人に借地申出を行い同意が得られたことから、今回の申請に至ったものです。資材置場に盛土は行わず、15cmから20cmの砂利敷といたします。出入口は北側117番1の協力会社敷地内からスロープを作り、乗り入れするとしています。雨水排水は自然浸透により処理。周辺農地には土砂流出など影響が発生しないものと考えます。なお隣接している道路については、奥の100番、130番、131番の農地へ通じる道となっていることから、農耕車等の通行を妨げないようお願いいたしました。併せて、市の公共物管理担当部署へ境界確認を行うこと。さらには、舗装道路で使用する、乳剤などの流出には十分注意するようお願いしました。

議案第1号1番から2番につきましては、6月24日の担任委員会で現地調査を行

い、借受人等より実情聴取いたしました。1番から2番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の武田由美子委員に意見等について、お話していただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（武田由美子委員）

議案第1号1番、2番について、担任委員会の現地調査に同行し実情調査に立ち会いました。1番は、建築、土木、建設工事事業者の資材置場等への転用及び賃貸借であり、盛土は行わず砕石を10cm敷きとします。雨水は自然浸透とし、土砂の流出は発生しないことから、周辺農地への影響は発生しないと考えられます。なお、農道については、使用車両等での破損が生じないように注意をお願いしました。併せて、周辺住民に対して周知いただくよう配慮をお願いしました。

2番は、舗装工事事業者の資材置場等への転用及び賃貸借であり、盛土は行わず砕石を15cmから20cm敷きとします。雨水は自然浸透とし、土砂の流出は発生しないことから、周辺農地への影響は発生しないと考えられます。なお、申請地の奥に耕作している農地があるため、農業機械の通行に支障が生じないようにお願いしました。さらには、公共物管理担当部署との境界確認の調整もあわせてお願いしました。以上1番、2番について、申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

11番の松浦です。1番ですが、担任委員会において農道を現地視察したときに、この道路は随分拡張になっていると聞いたと思いますが、この幅員は2.7mしかありません。そして議案資料2ページの網掛けのところに、41番2、そしてその西側には40番3となっていて、市道大曲四郎丸線の大きい道路、この43番の方に行くのにこの農道の40番3と41番2は個人の所有地で、隣82番2の8名の共有地、そして41番2は6名の共有地で、道路が狭いということで拡張した訳です。そして4t車が通るとなると、2.7mに対して4t車だと2.4m位の車両幅になり、ここに住んでいる市民のすれ違いが全然できない。すれ違う為には、水路を挟んで飛んでいかなければならず、接触して事故などを起こすような事態になります。そして2.7mしかないのに、このような大きい車両が通ることは想定に無い。道路は砂利敷で傷んだ場合は直すことが出来ますが、そこまで行くための交通手段が、余りにもお粗末というか、4t車が通行するのは非常に困難だと思っております。そのためにもこの道路を通るためには、住民その辺りの人たちの同意をもらっていたのか、それを確認しつつ、もらっていないければ、後日了解というか同

意をもらってから申請してもらった方が、周辺住民に迷惑はかからないと思いますので、その判断ですね、皆さんと協議してもらいたいと思っております。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

事務局の方からお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

まず、今回申請に対しての同意というお話ですが、申請要件ではないという状況にあるので、必ずしも必要だということではないと思っております。ただし、担任委員会で実情調査をした際に、周辺の住民にはいろいろと今後の土地利用等も含めて、お知らせというか協議というか、そういうものは丁寧にしてくださいという話はさせていただきました。農道の方については、農道が耐えられる厚さは舗装構成が決まっているというお話がありまして、それに耐えられるものということでお話をいただいております、仮に4 tとは書いておりますが、その農道に耐えられる車両の範囲で資材置場としたいということでありました。この場所を毎日利用するというのではなく、週に数回ほどでこちらの方に出向くというような形として事務所という様な利用ではない、ということを確認しております。以上です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

本来道路が耐えられるのはわかりますが、2.7 mに対し2.4 mの車両で通行したら誰がすれ違えるのか、ということです。それは違うでしょう。この事業者は企業の収益を得るためのものでしょう。人に迷惑を掛けるのは駄目な訳です。それを許可したのでは、同意はいらないといっても周辺の個人が道路を広げて、皆さん通っているのに、この事業者が通るっていうことが、彼らの所有地を通るっていうことだから、これは当該地まで行く道のりの間で、個人の土地を踏んで歩くということになる為、やはり地権者の方々の同意をもらわないと問題になると思います。このようなものを許可していいのかっていうこと、やはり同意をもらって皆さんに知ってもらい皆が納得しているなら良い、と思うので協議して頂きたい。

○ 事務局（仙石事務局長）

許可についてはあくまでも宮城県ということになり、市農業委員会では無いところですが、なお今のご意見については事業者の方に伝えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今の意見でよろしいですか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

ですが、すれ違うってことは絶対できないので、隣が水路でもあり。そうすると、その地権者がわざわざ我が家の土地を出しているのに、通れない等、年間若しくは週に1回位というかもしれませんが、そのような問題では無いということです。そのために、自分の宅地に入っていく道路として、私物を出して拡張しているもの

であり、今回この事業者が何もしないままで農道2.7mを使用するとなれば、やはり同意をもらうようにする、ということを経営委員会としても動かないと、今後何故許可したのか、というような大きな問題になると思う。我々委員としては管理について指導し、地権者の同意をもらえばいいです。というような方向付けにした方がよいと思います。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

大友委員。

○ 4番委員（大友政基委員）

対象となる43番の敷地に入っていくための2.7m農道という事ですが、その隣接する宅地部分については、建築基準法で4m以上の道路を確保しなければならないとなっており、セットバックした形となっています。その点はその方々の所有地という事で問題無いと考えます。しかし、そこを通る形となると指摘されることもあるかと思いますが、2.7mの農道であれば車両は十分通れます。交互通行は出来ませんが、隣接の方は2.7m以内であれば自由に使用できるという事になるため、その関係からすると同意を求めるまではどうなのかなと考えられます。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今両委員から通行することに同意を求める必要がない、という意見もありましたがどうでしょうか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

求める必要は無いといいますが、個人の所有地なので、是非とも皆の同意をもらう必要があると思うのです。要するに2.7mで車が悠々通れるとのことですが、軽トラックや乗用車ならいいですが、4t車だったら30cmしか余裕が無い。それを悠々と通ることは考えられない。道路は入口手前だけが拡張されており、東の奥に行くと2.7m幅と狭くなっている。4t車は真つすぐしか歩かない訳ではない。皆の共有地で拡張している部分も使用するものであり、是非地権者の皆さんの同意をもらう必要はあると思う。今後、賃貸人が周りから何だかんだと言われるようになると思うので、そのような問題を起こさないためにも、皆さんの同意をもらってからにすると、今回は取り下げてもらい、来月の審議にした方が私は一番無難なのかなと思う訳です。

○ 事務局（仙石事務局長）

まず同意要件というのが、今回の申請に必要という条件では無いところでありますので、お願いという形で事業者に対して、そのようなお話があったので、同意ということで、今回の総会を通す通さないということではなく、あくまでも説明をして、納得がいくような形で周辺の市民の方へお話をしてください、というようなお願い、としか事務局としては出来ないと思います。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

では、辺りの人が反対したらどうするのか。

○ 事務局（仙石事務局長）

すみません、許可要件ということで考えていくと、その同意までを求めておりませんし、逆に相手からなぜ、法的根拠ということを言われましたら、こちらとしては法的根拠がないのでお答えができない、反論できないというのが出てくると思います。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

それは分りますが、2.7mの道路に2.4mの車両が通ったら歩くのに30cm、両側15cmしか余裕がなくなる。片側は水路だから路肩崩れとかするようになる。やはりこの様に考えると、申請があったから全て許可するというのは、皆さん分かっていると思います。私は現地を分かっている場所だから言うのであって、この件について皆さん賛成するか反対するかは分からないが、これを認めたら私としては認められないけれども、その様な危険を要する場所ということになり、その危険を防ぐのが我々委員であって、通行できるから大丈夫だとか、封鎖防止にならないからいいという問題では無いということ。そこを通る通行人とか、色々な市民のことを考え、土砂の飛散防止とか、排水等流出の影響が無いことを我々が見て判断するものではないのかと思います。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

阿部委員。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

9番の阿部です。農道ですれ違えない農道はいっぱいあると思います。自分たちの田んぼの場合もあるので、つまりすれ違いということを考えるのではなくて、今の農道が農道として維持できるような走行をしてくれと。道路を壊さないよう、その様な走行はしないで欲しい等、その様な頼み方になるのが普通ではないかと私は思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

その意見に対して。松浦委員。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

私は、事業者が使用するから言うのであって、農家の人が使用するのであれば何も言いません。これは事業者の営業目的で、この人たちは事業者だから言うのであって、農家の人だったら何も言わないです、事業者だから言うのです。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

大友委員。

○ 4番委員（大友政基委員）

道路の場合、改良された道路もありますが、まだ未整備の道路も結構あります。中にはこれより狭い道路もありますが、このようなところに建築する場合には中心線

から2m後退、というところは増田地区にも結構あります。民有地の部分は、実際には舗装されていることもありますし、舗装されていない、そういうところは民有地のままで一般的に使われているような実態がありますが、そういう部分で個々の地権者からの同意は取っていない状況と思います。ただ隣接地の土地については先ほど言いましたように、建築許可関係で後退が生じたこの部分に仮に事業者さんが入り込むという形になると、やはり事業者の方にはセットバックしていると考えられる地権者の方に利用計画を十分説明してください、というお願いをする必要があるかなと思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございます。

○ 事務局（仙石事務局長）

ただいま大友委員からもありましたが、同意という形ではなくて、この通りの住民、市民の皆様に周知という形でお知らせをして了解を取ると、同意になってしまうのですが、車が通りますよということを十分に説明するということまでしかできないです。なお松浦委員のご意見も含めて事業者には伝えていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。そのようなお話もあったということで、伝えていきたいと思います。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

同意ということではなくて、事業者の方に、そのように今日の総会の意見を伝えるということで、住民に迷惑のかからないようにということをお願いするという形で、進めるということですね。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

11番松浦です。そうすると、伝えると言って許可されたら終わりになってしまうのではないかと、これから通るからあとは注意してやります、それで終わりなのでしょうか。先ずここでどんな審議の判断になるか分からないけれども、そのようなことで地元近隣の皆さんが納得するのかなと思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

それを今審議しているわけですから。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

近隣が迷惑することが分かっている、後から通知して通りますから注意しますからと言って終わりでは、農業委員として何をしていた、と82番2の所有者からも怒られると思う。私はもう少し別な考えがあり、今一度近隣の地権者から、同意で無くとも説明して、通っていいかを確認してからで良いのではないかと。ここで決まなくともいいのではないかと、近隣から反対されたらどうするのか。近隣から良いよとなれば、堂々と通れるのではないのでしょうか。農業委員会で許可したこともなんだと言われかねない。

やはり一旦取り下げしてもらい、近隣にきちんと説明して納得してもらってからでいいのではと思う。あとは取下げでも何でもいい、委員に諮ってもらいたいと思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

1 番板橋委員。

○ 1 番委員（板橋英昭委員）

松浦委員さん。先ほど進入する道路に個人の方が道路として提供している部分があるという、それはこの図面で言うところの総会資料の 2 ページの斜線が引いてあるところ、その一番左 4 1 番 2 辺でしょうか。

○ 1 1 番委員（松浦岩男委員）

4 1 番 2、4 0 番 3 です。西側にある 4 2 番 5 は市有地。4 2 番 2 については、これは 2. 7 m しかないから人の家、土地の境です。

○ 1 番委員（板橋英昭委員）

いずれ、今は提供されて名取市の土地になっていけばいいのですが。

○ 1 1 番委員（松浦岩男委員）

いや、なっていないです。まだ個人名義の土地だから、状態も絶対崩れない土地では無く、タイヤも乗り上げたりするので、やはり共有地でそういうことだから、通させてくださいと言って、それからでもいいのではないかな。その手続きをしないでやって、後から通るな、などと言われたりしてしまう可能性がある。

○ 1 番委員（板橋英昭委員）

それぞれ今、いろいろやりとりを聞かせていただくと、事務局さんからは、法的に特に問題がない申請ということで、ただ一方で地元の委員さんからは地元で地域住民が困る、このまま許可されては困ると懸念の声が上がっている状況で、我々委員が採決したとき、採決を求められたときに、それぞれのご判断で、もちろんいいとは思いますが、なかなか大変難しい案件なのかなと思います。それで少なくとも、先ほど自分の私有地を道路として提供して、そこを通行するようになるということであれば、やはり法律的にはどうなるかわかりませんが、道義的には同意を求めるというのは、問題ないのではないかと私も思います。但し、ここで取り下げという手続きになるかどうか事務的にはわかりませんが、我々農業委員会として、提案を認可するのは難しい案件なのかと思いました。

○ 1 3 番委員（佐藤勝浩委員）

議長。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

佐藤委員。

○ 1 3 番委員（佐藤勝浩委員）

1 3 番佐藤です。今までお話ししました皆さんのお話。正論といえば正論なのですけ

れども、ただ先ほど局長が申した通り、住民からの承諾書関係、それを許可要件とするということが明確に、多分示されてない状況の中で、相手方に承諾書を取ってきてください。いやそれって何に基づいて出さなきゃいけないのですかって聞かれたときに、説明できないと思うのです。確かにいただいた方は問題ないとは思いますが、それから一旦この案件保留にして、例えば承諾書を取ってきてくださいねって、次回にまわしますよ、となったときに、単純に考えますとひと月遅れるわけです。1月遅れたことによって、事業者側から、極端な話ですけども損害賠償とかそういう請求がないとも限りません。その辺の判断からいくと、許可要件に合致さえしていれば、問題無いのかなと私は考えております。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

事務局。

○ 事務局（仙石事務局長）

今ですね、41番2、42番5について所有者の方の確認をしておりますので、若干お時間をいただきたいと思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

渡邊委員。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

私なりの意見ですが、松浦委員さんの話もありますし、ただ1ついえるのは、ここでこれが同意を取るとなった場合に、次回こういった案件が出てきたときに、必ず2.7m以内のところについては、必ず近隣の同意を取るのですよと。というようになったのでは、議案に載ってくると大変になるかなと、ふと思ったのです。松浦委員さんの言う通りに、近隣の人は迷惑がられることもあるので、このことについては、事務局長の説明どおり同意を取らなくても、一応周知って形ですか、お願いしますぐらいのことを言っていて、農地法に抵触していないのであれば、これは通すのが筋かなというふうに思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございます。今、所有者を確認しておりますので、ちょっと休憩ということにしたいと思います。

〔暫時休憩〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

では再開いたします。所有者がわかったので、事務局の方から説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

では、40番3ですが8名の共有。41番2は、41番1宅地の所有者外5名の共有です。こちらについての地目ですが、2筆とも公衆用道路になっているというこ

とで確認しています、なので基本的には何人でも通れるということです。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

長田委員。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満推進委員）

法的根拠と申しますと。道路法第47条第11項、ここで運送に関わる業者については車両2.7m、これは大正時代に作られた法律で、昭和13年に4mと記載されています。よって建築基準法の家の場合が適用されますが、今回の運送業務の関係については、車両制限というのが法律で規定されているので、一度、道路法第47条第11項を調べていただければ、その運送業者がここを使う場合許可が下りないということになります。一応参考に申し上げます。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

事務局から。

○ 事務局（仙石事務局長）

今回の事業者さんは、あくまで建設業者ということですので、運送業という法律の網には該当しないと思います。以上です。道路法ですね。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

リース、レンタル業も含まれているのではないかな。

○ 事務局（仙石事務局長）

今回は、あくまで道路との接道を改修するという形では無いので、道路法上というものには影響しないと思います。あくまで前回等もありましたが、例えば、接道するのに改良するということではない状況ですので、該当しないと思っております。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今までいろんな意見がありましたけども、今の道路の持ち分なり、公衆用道路となっていることも踏まえまして、第1号議案の1ですか。何か皆さんの方から意見なり何なりありますか。

入間川昭一委員。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

この場所は、松浦委員から詳しい説明を受けて、個人の所有地とした共有道路拡幅部分があるそうです。それが、奥の申請地に急に大型車両の往来があったら手前の6名7名の共有の方が誰しも、これは不味いと言われるかと思います。そのように松浦委員がここに申請があったと伝えたら、共有者からここは勝手なこととしては駄目だっていう盛り上がりがあるそうです。私はそれだけの説明でした。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今、皆さんの方から第5条の申請ということでいろいろお話いただきました、意見も出尽くしたようです。皆さんの意見を汲んで採決をしたいと思います、いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

それでは採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

松浦委員。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

これ、1番のみ保留を設けて頂きたい。賛成かどうかだけではなく、1番については保留にしていいかも聞いてほしい。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

一応採決で賛成多数になってしまったので、これは、

○ 11番委員（松浦岩男委員）

でもそうですね。わかりました。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

挙手多数でありましたので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

いや、すみません。第1号議案全部について挙手、ということの解釈をされた方もいたようなので、1番毎にもう一度行いたいと思います。

第5条の規定の許可申請に関わる意見決定ということで、番号1について原案の通り可決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

挙手多数でありますので、番号1は原案の通り決定といたします。

続いて、番号2を原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

入間川委員。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

採決の前にすみません、番号2について質問がありますが。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

入間川昭一委員どうぞ。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

議長大変申し訳ございません、地元の委員として今回の申請地、この水路・道路ということですが、この水路は我々が毎年4月に堀払いをしているところです。この道路、今回の申請地116番ですか、昔のさくま道路であります。田は長年減反の状況で何も耕作されていませんが、草は綺麗に刈っているように見えます。130番の畑もこの奥の方にあります。ここにトラクターが行くのに幅が広ければ何も問題がないかと思いますが、境界杭等を見たことが無いので、道路の幅はどれ位あるものでしょうか。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

松浦委員。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

こちらは水路・道路を合わせて3.6m幅となっています。道路幅は1.8mです。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今の説明でよろしいですか。はい。松浦委員。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

こちら資材置場への出入りについては、道路側の115番1からでは無く、117番1からの計画でありますので、こちら1.8m幅の道路で奥にある農地に行けるのではないかと思います。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今の説明でよろしいですか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

117番1から、ここの隣の建設資材置場を通っていくのは結構ですが、この水路、道路側を飛散防止のために柵等されたら、トラクター等が奥の農地へ通行できなくなる恐れがあります。この飛散防止のための柵などの計画はどうなっていますか。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

松浦委員。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

飛散防止のための柵は、設置する予定は無いようです。それでこちらの方も道路は公共物なので、今回申請者の方が、農業される方の邪魔にならないよう通行する部分に関しては、配慮するとの事であり問題ないと考えます。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

はい。ありがとうございます。今の説明で宜しいですか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

わかりました、信用したいと思います。水路は我々が毎年払うので、はい以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

では他には質問ないですか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

それでは、第1号議案の番号2の方の採決をしたいと思います。議案第1号番号2の議案を原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、議案1号の2番は原案通り可決されました。

議案第2号に入る前に、議案と関連がありますので松浦正博推進委員は退席をお願いします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

〔松浦正博推進委員退席〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。松浦朋子代表委員説明をお願いいたします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。令和7年6月26日提出。

番号1、大字・字・地番、本郷字矢口11番2、地目は登記・現況とも畑です。登記面積944㎡。権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は38a。世帯人・労力人2人、売買価格は10a当たり10万円、総額9万4,400円です。位置図・公図については、議案書の6ページをご覧ください。申請地は本郷小規模保育園から300m北東、市道本郷札前線南側に位置し、農業振興区域の農用地区域外であります。譲受人は、令和5年に認定新規就農者の認定を受けており、台林地区にて主にアスパラガスを栽培しております。今回、農産物保管用の冷蔵庫が設置可能な農地を探してたところ、高齢で離農予定の譲渡人の農地を不動産仲介業者から紹介され、売買の

申請に至ったものです。申請地では今後、アスパラガス、オクラ、トマト、なす、大根を栽培し、規模拡大を図る予定です。

番号2、愛島笠島字一本木184番、登記・現況とも畑、登記面積994㎡。愛島笠島字一本木186番2、登記・現況とも畑、登記面積997㎡。愛島笠島字一本木189番、登記・現況とも田、登記面積689㎡。合計2,680㎡です。権利種別は、いずれも売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は303a、世帯員9人、労力人4人、売買価格、10a当たり74万6,269円。総額200万円。位置図・公図につきましては、議案書の7ページをご覧ください。申請地は、渋谷木材のプレカット工場から100mほど南、県道仙台岩沼線沿いに位置し、農業振興区域の農用地区域2筆、農用地区域外1筆であります。譲受人が今回購入する184番が、現在借り受けをしており、右側の2筆と一体的に作付したいと考えたことから、売買の申出により申請に至ったものです。譲受人は、現在、専業農家及び農業法人の役員として農地を耕作し、管理等も適切に行っています。

番号3、大曲字布田171番1。地目は登記・現況とも田、登記面積1,074㎡です。権利種別は売買。譲渡人・譲受人住所・氏名は議案資料の通りです。譲受人経営面積は1,059a、世帯員4人、労力人2人、売買価格については10a当たり93万1,500円、総額100万円です。位置図・公図については、議案書の8ページをご覧ください。申請地は、梶農園の東側、県道関上港線沿いに位置し、農業振興区域の農用地区域外となります。譲渡人と譲受人は親族関係にあり、申請地は譲受人が長年管理を行っていましたが、譲渡人から売買の申し入れがあったため、申請に至ったものです。譲受人は、大曲地区で水稻栽培し、多くの農地を集積している認定農家であります。なお、この申請地では、かぼちやを栽培する予定となっています。

番号4、飯野坂字土城堀134番1。登記・現況とも田、登記面積、846㎡、権利種別、売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案資料の通りです。譲受人経営面積は113a、世帯員2人、労力人2人、売買価格については、10a当たり472万8,132円。総額400万円です。位置図・公図については、議案書の9ページをご覧ください。申請地は、植松入生地区の北側、市道土城堀線北側に位置し、農業振興区域の農用地区域外であります。譲渡人と譲受人は知人同士であります。譲渡人は、体調不良で後継者もいないことから、売買の申し出があり、申請に至ったものです。譲受人は、丸森町で農業を営み、水稻やじゃがいも、玉ねぎを栽培しております。また、井戸工事や管工事を行う会社も経営しており、申請地が遠方でも車両積載車で農業機械を運び、耕作するもので、丸森町の耕作証明書や所有の農業機械の写真で農業経営状況を確認しています。

番号5、愛島笠島字月下170番1、愛島笠島字月下170番2。愛島笠島字月下

170番3。登記・現況いずれも田。登記面積は、1,953㎡、3,033㎡、5,010㎡、合計9,996㎡です。権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案資料の通りです。譲受人経営面積は7,400a、世帯員10人、労力人10人、売買価格は10a当たり50万200円、総額500万円です。位置図・公図については、議案書の10ページをご覧ください。申請地は、北目原集落から900m北東、市道上平西六軒線南側に位置し、農業振興区域の農用地区域となります。今回、譲渡人から自宅の遠方にある水田の売買の申し出があったことから、申請に至ったものです。譲渡人・譲受人は愛島地区で多くの農地を集積する、認定農家と農業法人になります。なお今年の収穫分は譲渡人が行うことを確認しています。以上、議案第2号、1番から5番につきましては、6月24日の担任委員会で、現地調査を行い、譲受人等より実情を調査いたしました。1番から5番について、農地法3条の許可要件を満たしていることから、許可については問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の武田由美子委員、意見等についてお願いいたします。

○ 農地利用最適化推進委員（武田由美子委員）

議案第2号1番から5番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。1番から5番は経営規模拡大による売買であります。4番については、耕作証明書及び農業機械の所有写真の添付資料で、農業経営状況を確認しており、いずれも適切に管理されており、今後も同様と考えられます。以上、1番から5番の方について、問題はないと考えます。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

相澤委員。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

10番の相澤です。番号4について取得後の経営、利用については水田での利用なのでしょうか。その辺の話は聞いておりますでしょうか。あともう1つは車両積載車です。例えばトラクター等は何馬力ぐらい大きさのトラクターを所有しているのでしょうか。といいますのは南側の入り口が狭くなっており、東側も農道になっていると思いますが、壁等で非常に狭い道路のはずだと思われるので教えてください。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

松浦委員。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

今後の利用は、水田として利用するというお話を伺いました。それで、相澤委員がおっしゃる通り、入口のところはちょっと狭いような気がしますが、そのトラクターの大きさについて私はわかりませんが、機械とかは十分入る広さだとご本人はおっしゃっておりました。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

事務局の方から。

○ 事務局（仙石事務局長）

私から補足させていただきます。今確認したところトラクターは24馬力、田植え機は4条植えとのことで写真の添付がございます。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今、事務局と松浦委員の方からお話がありましたけども、よろしいですか。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

ではもう1つ、水田であれば当然水が必要ですけど、土地区画整理で今のところは水を通して無い場所です。ですから、以前だと北側のU字溝から流していましたが、あの田んぼ1枚しかないし、現在は耕耘或いは刈り払っただけしかしてない状況なので、遠方から水の管理を自身で水路開けて管理していくのか、その辺が心配だなと思っています。わかる範囲で結構です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

松浦委員。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

南側道路に面しているところからは水は入れられないな、というのは確認しました。北側からは、水口に栓がついているのは確認しました。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

事務局。

○ 事務局（仙石事務局長）

ご本人からは仕事現場が仙台にあり、その現場への行き来で、色々と管理をするという話は承っております。本人が仕事の合間に管理するということでした。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

その他ありますか。

〔「なし」との声〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

なし、の声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定いたします。
ここで、松浦正博推進委員に着席していただきたいと思います。

〔松浦正博推進委員着席〕

《議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する
意見決定について》

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

次に議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題いたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申し出に対する意見決定について。申請者より、下記の通り名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和7年6月26日提出。

番号1、大字・字・地番。大曲字藤木43番。地目、登記・現況ともに畑。登記面積802㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可、否。地域計画の変更目的、資材置き場、重機置き場及び碎石置き場、令和7年6月、農地法第5条による許可。

番号2、大字・字・地番。高館吉田字乗馬115番1、高館吉田字乗馬116番。地目、登記・現況ともに畑、登記面積69㎡、1056㎡。計1125㎡。申請人住所・氏名は議案書の通り、開発許可、否。地域計画の変更目的、資材置き場、仮設事務所及び駐車場、令和7年6月、農地法第5条による許可、以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありますか。

〔「なし」の声〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

なしとの声がありましたので採決いたします。議案第3号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

挙手多数でありますので、議案第3号は原案の通り、決定いたします。

《議案第4号 令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について》

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

議案第4号、令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目的達成状況の点検・評価について議題いたします。事務局。説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第4号、令和6年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について。このことについて、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和7年3月28日付け事務連絡）に基づく、点検・評価について提案する。令和7年6月26日提出。

1、点検評価する内容、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）。本日お配りしております資料に基づきまして、説明をさせていただきます。ホチキス止めのこちらの表紙になります。右上に別紙様式5と書かれておりますが、こちら公表案ということで、資料ということで添付させてもらっております。Iとしまして農業委員会の状況、令和7年4月1日現在、こちらは農業委員会の現在の体制で、農家・農地等の概要の記載がございます。こちらはご覧になっていただければと思います。

II、最適化活動の実施状況。こちらの農業委員会の実績及び点検評価結果になります。1としまして、最適化活動の成果目標、農地の集積となります。①から③までございますが、③に実績がございます。こちら一部訂正をお願いしたいのですが、

今年度の新規集積面積は13ha。農地面積は2,810ha。今年度末の集積面積、（累計）は、こちら2,083haとありますが、1,989haに訂正をお願いいたします。今年度末の集積面積、こちら1,989haで訂正をお願いいたします。右隣になりますが、集積面積、訂正したことに伴いまして、今年度末の集積率74.1%と記載ありますが、こちらが70.8%になります。こちらをあわせて訂正をお願いいたします。目標に対する達成状況、こちら集積面積が訂正になったことで、達成状況も訂正となります。99.0%を95.05%に訂正をお願いいたします。農業委員会の点検結果としましては、市や関係機関等との連絡連携により、集積目標を達せられるよう、今後も継続して取組むとしております。とい

うことです。(2) としまして、遊休農地の発生防止・解消、こちらですけれども、こちら①から④までございます。次のページになりますが、③実績、遊休農地の既存遊休農地の解消ということで、緑区分の遊休農地の解消としまして、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積、6.0ha、今年度の目標に対する達成状況としては、目標をはるかに達成しているということで、300.0%ということになっております。新規発生遊休農地の解消としましては、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積5.0haとなっております。④としまして、その他ということになりますが、農地の利用状況調査、また農地の利用意向調査については、記載の通りでございます。農業委員会の点検結果につきましては、新たな遊休農地が確認されたため、今後も継続した取り組みが必要であるということです。

続きまして、(3) 新規参入の促進ということになります。こちら①から次のページになりますが、③までございます。実績については、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積で、9.7haということで、ホームページに掲載をさせていただいております。農業委員会の点検結果としましては、新規就農者への支援については、引き続き関係機関と連携をしていくということになります。続いて、2最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましてですがこちら、(2) として、活動強化月間の設定ということで、①目標、②実績を記載しております。②の実績ですが、活動強化月間の設定回数3回ということで、取り組み内容については、記載の通りでございました。次のページになります。(3) 新規参入相談会への参加ということで、こちら、①、②ということで記載がありますが、②の実績になります。新規参入相談会への参加回数については、目標に掲げておりましたが、ゼロ回ということになりました。以上となります。こちらですけれども、毎年、目標掲げて、どのように実施したかという内容につきましてはホームページに掲載をしております。4月の総会に目標ということで、令和7年度のを掲げておりますが、今回令和6年度の点検内容については、6月末まで、ホームページに掲載するというので、今回の総会に諮らせていただいた上で、ホームページに掲載したいと考えております。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

今、ただいま事務局の方から説明がなされましたが、質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

なしとの声がありましたので、議案第4号は原案の通り承認いたします。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地法第４条の規定による届出について》

《報告事項（３）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（４）非農地証明願出について》

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

次に報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、（２）農地法第４条の規定による届出について、（３）農地賃貸借権解約について、（４）非農地証明願出について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

それでは１３ページになりますが、報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、下記の通り受理したことをここに報告する。令和７年６月２６日提出。

番号１、大字・字・地番。植松四丁目９０６番、地目は登記・現況ともに畑、登記面積１９５㎡。転用目的、住宅建築、譲渡人・譲受人については、議案書の通りでございます。開発許可、否。転用目的に係る事業、または施設の概要、売買。１㎡当たり１１万８，９７４円。総額２，３２０万円、住宅１棟２階建て、工事着工令和７年７月３１日。工事完了令和７年１１月１０日。

番号２、大字・字・地番。田高字原１３２番、田高字原１３３番、田高字原１３４番。地目は登記・現況ともに田です。登記面積、９６６㎡、４３２㎡、６１６㎡、計２，０１４㎡。転用目的、宅地造成、譲渡人・譲受人については議案書の通りでございます。開発許可、否。転用目的に係る事業、または施設の概要、売買。１㎡当たり４万５，１８４円、総額９，１００万円。宅地造成１１区画分、工事着工令和７年１０月１日、工事完了令和８年３月３１日。

続きまして、１４ページ、報告事項、（２）農地法第４条の規定による届出について、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、下記の通り受理したことをここに報告する。令和７年６月２６日提出。

番号１、大字・字・地番。本郷字町田８１番、地目登記田、現況雑種地。登記面積、３９７㎡のうち９７㎡。転用目的、駐車場、届出人の住所・氏名については、議案書の通りでございます。開発許可、否。転用目的に係る事業、または施設の概要、駐車場２台分。

続きまして、１５ページ報告事項（３）農地賃貸借権解約について、農地法第１８条第６項及び農地法施行規則第６８条の規定により、下記の通り通知があり、受理したことをここに報告する。令和７年６月２６日提出。

番号１、大字・字・地番。閑上字東場１５５番６、閑上字東場１５６番。こちら換地前の閑上字五十刈５３番、閑上字東場４０番１、閑上字東場１２８番です。地目

登記・現況いずれも田、解約面積171㎡、2,385㎡、計2,556㎡。貸付人・借受人については、議案書の通りでございます。合意解約成立年月日令和7年6月9日。土地引き渡し年月日令和7年6月9日。備考、農地中間管理事業による賃貸借権を解約する。

続きまして、16ページ、報告事項(4)非農地証明願出について、下記願出により非農地証明願の提出があり、下記の通り証明書を交付したことをここに報告する。令和7年6月26日提出。

番号1、大字・字・地番。本郷字焼野108番1、地目は登記畑、現況宅地。登記面積535㎡、願出住所・氏名は、議案書の通りでございます。備考令和6年10月10日、農地法第5条許可済みであるが、願出人が許可証を紛失したため、当該証明書を交付した。以上でございます。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

なしとの声がありましたので、報告事項(1)から報告事項(4)について、承認いたします。

《その他》

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔7月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔6月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理者）

その他ございませんか。ないようですので、これをもちまして第14回農業委員会総会の一切を終了いたします。事務局どうぞお願いします。

【閉 会】

午後3時42分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年6月26日

名取市農業委員会
議長

大内繁徳

署名委員1番

板橋英昭

署名委員2番

入間川康弘